

11月/12月開催の内容は同一となります。ご都合のいい日程でご参加ください

# EU 一般データ保護規則の実務対応

～ グローバル展開する日本企業が遵守すべき義務を確認するとともに、世界各国の法令のクリアランスをどのように進めて行くべきかを平易に解説 ～

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日 時 ▶ 2017年11月27日（月）

13:00～17:00

会 場 ▶ 企業研究会セミナールーム（東京：麹町）

日 時 ▶ 2017年12月18日（月）

13:00～17:00

会 場 ▶ 企業研究会セミナールーム（東京：麹町）

## 《ご参加頂きたい方》

法務部門、総務部門、監査部門、情報システム部門など関連部門のご担当者

講 師 T M I 総合法律事務所 パートナー弁護士 大井哲也氏

講師紹介

主な取扱分野として、M&A、IPO、企業間紛争・訴訟。クラウドコンピューティング、インターネット・インフラ／コンテンツ、SNS、アプリ・システム開発、情報セキュリティの各産業分野における実務に精通し、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証機関公平性委員会委員長、社団法人クラウド利用促進機構(CUPA)法律アドバイザー、経済産業省の情報セキュリティに関するタスクフォース委員を歴任する。

《申込方法》当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会

■受講料: 1名( 税込・資料代含 ) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 34,560円(本体価格 32,000円) 一般 37,800円(本体価格 35,000円)

希望会場に「✓」をご記入下さい。

11/27 開催	171704-0303	12/18 開催	171705-0303
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名		所 役	属 職
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日（開催日1週間～10日前までに）受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問（FAQ）は当会HPにてご確認いただけます。（[TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]）

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問い合わせ先 : 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当／民秋・川守田 E-mail:[tamiaki@bri.or.jp](mailto:tamiaki@bri.or.jp)

TEL : 03-5215-3514 FAX : 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

## ・プログラム・

### 【開催にあたって】

EU 一般データ保護規則が欧州理事会と欧州議会で2016年4月14日に可決され、来年5月25日の施行日まで、準備できる期間が1年を切りました。EUでは、個人情報保護規制やプライバシー法制が日本の個人情報法に比べて、厳格に運用されておりましたが、EU 一般データ保護規則の施行により日本企業に適用される場面が拡大され、また多額の制裁金が課されるリスクがあります。

本セミナーでは、EU 一般データ保護規則の具体的な内容を解説し、グローバル展開する日本企業が遵守すべき義務を確認するとともに、世界各国の法令のクリアランスをどのように進めて行くべきか法務部門のための指針を示します。

### 1 世界各国において調査すべき法令の選別

### 2 パーソナル・データ保護規制の適用場面

- ・日本企業の海外における拠点設立
- ・インターネットでの海外向けのサービス提供

### 3 パーソナル・データの国外移転規制とは

### 4 EU 一般データ保護規則で日本企業が遵守すべき義務

- (1) 指令と規則の違い
- (2) EU 一般データ保護規則の域外適用
- (3) 多額の制裁金の設定
- (4) パーソナル・データのEU域外移転
- (5) データ・プロテクション・オフィサーの設置
- (6) 個人情報処理の記録
- (7) データのポータビリティ
- (8) EU 代理人の設置

### 5 EU 以外の主要国のパーソナル・データの国外移転規制

### 6 パーソナル・データの類型とその取扱いの実務

- ・顧客データ
- ・人事データ
- ・匿名化情報

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい！一枚のパンフレットで  
2種類のセミナーをご案内しております。